



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年10月1日(火) 第9737号

目次

	ページ
告 示	
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○同	2
○電線共同溝を整備すべき道路の指定(同)	2
○同	3
企業管理規程	
○群馬県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程(発電課)	4

■ 告 示

◎群馬県告示第146号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月1日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	145号	吾妻郡長野原町大字長野原字尾坂1163番の14地先から同郡同町大字林字久森1772番の6地先まで	前	7.9~33.9	3030.9
			後	-	-

◎群馬県告示第147号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月1日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	406号	吾妻郡長野原町大字長野原字橋場1313番の4地先から同郡同町大字横壁字西久保65番の3地先まで	前	3.9~17.0 15.2~59.0	1768.2 1425.8
			後	3.9~7.0 15.2~59.0	162.0 1425.8

◎群馬県告示第148号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和元年10月1日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間

県道	小俣桐生線	桐生市東一丁目914番の1地先から同市本町三丁目107番の6地先までの上下線
----	-------	--

◎群馬県告示第149号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和元年10月1日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間
県道	新桐生停車場線	桐生市広沢町二丁目字谷津2990番の4地先から同市同字同2953番の8地先まで

■ 企業管理規程

群馬県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年十月一日

群馬県企業管理者職務代理人 群馬県企業局長 松島賢治

群馬県企業管理規程第一号

群馬県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

群馬県企業局自家用電気工作物保安規程(昭和六十一年群馬県企業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表中「群馬県公社総合ビル」を「群馬県公社総合ビル」に改める。

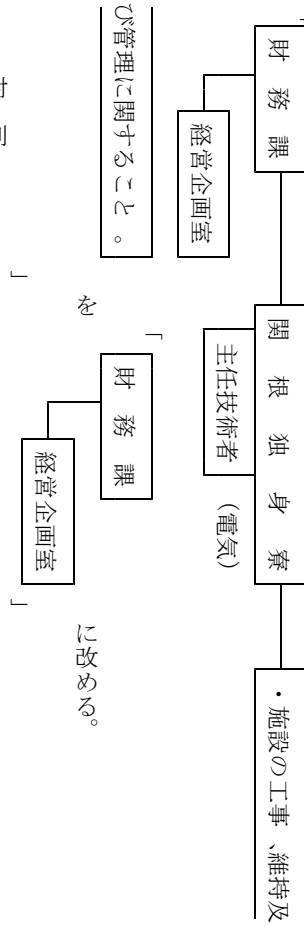
第七条第一項中「の規定」を削る。

第十四条第五項中「東京電力株式会社群馬支店各支社」を「一般送配電事業者」に改める。

第十四条の二中「東京電力株式会社」を「一般送配電事業者」に、「自家用発電並列運転に関する契約書」を「系統連系契約書」に改める。

第十六条の二中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「受電電源」を「一般送配電事業者が運用する商用電力系統」に、「発電電力」を「発電所」に改める。

第二十条第二項中「発電機引出し端子」を「発電機側引出し端子」に改める。
別表第一中



毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
